

平成25年第1回定例会

# 伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

## 平成25年第1回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成25年2月25日

午前11時00分 開 会

組合長あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算

議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 一般質問

（議会全員協議会）

（委員会審査）

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

## 出席議員（17名）

1番	坂井昌平	2番	中坪宏明
3番	坂本裕彦	4番	加治木 今
5番	宮澤勝人	6番	小林敏夫
7番	三原一高	8番	松下寿雄
9番	平澤 晃	10番	竹沢秀幸
11番	三浦寿美子	12番	松村隆一
13番	村田 豊	14番	高橋昭夫
15番	松田英俊	16番	田中一男
17番	清水正康		

## 説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	高 坂 宗 昭
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	清 水 靖 夫
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
消 防 長	宮 下 孝	会 計 管 理 者	小 島 紀 生
病院事業管理者	坂 井 昭 彦	病 院 総 務 課 長	市 瀬 憲 治

## 事務局職員出席者

事務局次長 大久保 富平

## 本日の会議に付議された事件

### 議事日程記載のとおり

午前11時00分 開会

**○次 長（大久保富平君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

**○議 長（松田 英俊君）** ことしの冬は例年になく大寒波が押し寄せ、全国各地で大雪を降らせております。大雪に見舞われている地方の皆様にも、まず、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、もうすぐ3月でございます。春の訪れが待ち遠しいわけですが、国の動きに目を向けますと、地方にも春が来るような日本経済再生に向けて、安倍政権が掲げる3本の矢により、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大が図られることを期待したいと思います。

これより、平成25年1月25日付、告示第1号をもって招集された平成25年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本 幸治君）** おはようございます。（一同「おはようございます」）

平成25年1月25日付、告示第1号をもって平成25年第1回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらず全議員の御出席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

平成25年も早いもので既に2ヶ月が過ぎようとしております。本年は、雪の日も多く、まだまだ寒さ厳しい日が続いておりますが、少しずつ日も長くなり、春の気配も感じられるようになってまいりました。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からもうすぐ2年がたとうとしておりますが、被害の大きさと原発事故の問題等も重なり、復興は、まだ長い時間と巨額な費用がかかると思います。

また、被災をした方々の生活再建は待たないでありますが、さまざまな課題が日々報道されているところでございます。

国を挙げて復興に取り組むとともに、私たちは、大震災からの教訓を忘れることなく、当地域の防災、減災、さらには地域づくりに生かしていかなければならないわけでございます。

こうした取り組みの1つとして、消防の広域化のための協議も進めております。現在、拠点となります本部等の位置や経費の負担割合などの重要課題について協議会への提案に向けた調整、検討が進められているところでございます。これまで、それぞれに体制を整えてきた組織を一本化していくためには、課題ごとに一長一短も出てまいりますので、上伊那8市町村が共通の認識に立って適切な方向を見出していかなければならないと考えております。

さて、我が国の景気経済は、約20年にわたり続いてきたデフレと円高により、依然厳しい経済状況と雇用情勢であります。昨年末の政権交代により、新政権は重点施策としている経済再生、デフレからの脱却に向

けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間の投資を引き出す成長戦略の3つの政策を組み合わせ総力を挙げていくとしており、すでに政府と日銀が共同しての金融政策や緊急経済対策を盛り込んだ大型補正予算などの財政政策が示され、これに市場も応じた形で円安と株高が進んでおり、景気回復と雇用拡大への期待が高まっているところでございます。

今後の国政や経済の動向が注目をされるところであり、当伊南地域としてもことし一年が災害のない平穏な年でありますとともに、景気回復により地域経済が活気を取り戻すことを願うものでございます。

さて、今議会に提案を申し上げます案件でございますが、条例案件1件、補正予算2件、新年予算2件の計5件でございます。

条例案件につきましては、職員退職手当について、国家公務員に準じて引き下げするための改正を行うものでございます。

一般会計の補正予算は、消防費に係る人件費の増額、消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター設備の実施設計費確定による負担金の減額、また、病院費に係る医師確保対策費の減額、火葬場費に係る施設維持費の増額などに伴うものでございます。

病院事業会計の補正予算は、診療単価の増加等に伴う医業収益の増加を退職者の増加に伴う退職給与引当金に充てることとするものでございます。

続いて25年度一般会計予算について申し上げます。

一般会計における当初予算の規模は総額で20億609万3,000円となりました。

主要な事業について申し上げます。

火葬場につきましては、御利用をいただいた皆様からの御意見を踏まえ、トイレの改修や公園整備を計画しております。

衛生センター事業につきましては、設備機能の老朽化に伴う保守整備費が増加をしております。

一方、業務量は下水道の普及推進に伴い処理量が処理能力の約37%程度に減少をしてきており、今後もさらに減少が見込まれますので、今後のし尿及び浄化槽汚泥等の処理のあり方について研究を深めてまいります。

旧清掃センター、ごみ焼却場施設でございますけれども、稼働停止から10年が経過をし、外壁等の損傷も進んできておりますので、3カ年実施計画に沿って平成26年度に解体撤去を実施するため、25年度において有害物質等の調査と、それを踏まえた解体撤去の設計を行ってまいります。

不燃物処理事業につきましては、構成市町村との緊密な連携のもとに、引き続きごみの減量化、分別回収の徹底と資源化の推進に努めてまいります。

病院事業費につきましては、公立病院改革プランに基づく2億円の基準外繰り出しの最終年度となります。坂井管理者を初め病院スタッフ一丸となった経営改善への御努力により、所期の目的を達成をしております。

なお、本年度予算では、地域医療再生事業の実施に伴う起債の元利償還金の一部に対する繰出金が事業の進捗により増加をいたしました。

消防事業でございますが、消防職員の定年退職による消防救急業務体制への支障を避ける必要性から、一時

的な職員数の増員を行うため人件費の増額を計上いたしました。

また、大規模災害時の広域的な応援体制充実のため、車輛や資機材について補助事業を活用をして導入を図る予算を計上いたしました。

次に病院事業会計予算について申し上げます。

病院事業につきましてはおかげさまで経営改革プランを上回る良好な経営状況となっており、平成25年度も引き続き単年度黒字化を目指してまいります。

また、経営改革プランも平成25年度が目標年度となりますので、次期経営改革プランの策定を行い、より安定をした経営を目指してまいります。

平成25年度予算の規模は、事業収益を前年度比4.5%増の56億6,500万円を見込み、事業費用は5.6%増の56億4,300万円余を見込みました。これにより、当期純利益は2,150万円余を見込んでおります。

また、地域医療再生事業も最終年度となります。本年度は、ヘリポート設置、病棟改修、医療機器等の整備に3億7,00万円余の建設改良費を計上いたしました。

今後も引き続き経費削減に努力をするとともに、新たな経営改革の目標を定めて、さらなる経営の健全化を目指してまいります。

今議会に提案申し上げます議案は、いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なる御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げ、第1回定例会招集に当たりましてのあいさつといたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

**○議 長（松田 英俊君）** 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により、3番 坂本裕彦議員、4番 加治木今議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期を本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の条例及び提案説明を行います。

議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（下島 清志君）** それでは、議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書1-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、国においては、人事院から示されました国家公務員の退職給付に係る官民比較調査の結果と見解並びに共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議の報告を踏まえ、退職給付における官民格差の解消を図るため、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成24年11月26日に公布をされ、一部規定を除きまして平成25年1月1日から施行をされたところでございます。これによりまして各地方公共団体におきましても条例の一部改正が進められているところでございますが、当組合につきましても、構成市町村の条例改正に準じて職員の退職手当の支給水準を見直すため所要の改正をするものでございます。

なお、駒ヶ根市以外の町村におかれましては、退職手当組合である長野県市町村総合事務組合に加入をされており、その制度改正によって見直しがされることとなりますので、今回の条例改正は駒ヶ根市の制度改正に準じて行うものでございますが、駒ヶ根市議会定例会より先に本議案の提案となりますので、駒ヶ根市の制度改正は市議会への提案を予定しているものと御理解をお願いいたします。

1-2ページをお開きください。

改正の概要でございますが、退職手当支給条例に設けられております調整率を国家公務員の退職手当に準じて100分の104から100分の87に段階的に引き下げるとともに、適用範囲を退職理由及び勤続年数にかかわらず、すべての退職者に適用するよう改正するものでございます。

第1条は職員退職手当支給条例の附則に規定をされております勤続期間及び退職理由の要件について改正し、調整率を100分の104から100分の87に改めるのでございます。

また、第2条は、昭和48年、条例第16号による職員退職手当支給条例の一部を改正する条例で規定をされました勤続期間及び退職理由の要件、調整率について同様に改め、第3条では、平成15年、条例第6号による職員退職手当支給条例の一部を改正する条例により規定された勤続期間の要件を、そして、第4条は、平成18年、条例第5号による職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例によって規定された勤続期間及び退職理由の要件、調整率について同様に改めるものでございます。

なお、附則につきましてもは施行期日、経過措置を定めるものでございますが、施行期日については平成25年3月1日とし、経過措置の期間を国の制度改正に準じ平成25年3月1日から平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92、平成26年7月1日以降は100分の87とするものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書2-1ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出それぞれ657万8,000円を減額し、予算の総額を19億5,931万5,000円とするものでございます。

2-1ページをお開きください。

第2表 地方債の補正でございますが、当初予算及び第1号補正予算により実施を予定してまいりました消防救急無線デジタル化実施設計及び高機能指令センター設備の実施設計に係る費用につきまして伊那消防組合

と伊南行政組合とで協定を結び共同整備を図ることとして進めておりまして、昨年10月から実施設計に入っております。これより実施設計費の額が定まりましたので、起債の限度額を改正するものでございます。

なお、実施設計は、入札の結果、東京の三和電子株式会社と契約を締結し、契約額は、無線デジタル化及び高機能指令センター設備、合わせて1,417万5,000円で、伊南の負担分は474万1,000円となります。したがって起債の限度額を1,500万円から470万円に補正するものでございます。

次に補正予算の内容につきまして事項別明細書で御説明いたしますので2-5ページをお開きください。

先に歳出でございますが、3款1項1目 火葬場費76万9,000円の増額は、需用費の消耗品費でございますが、昨年行いました焼却灰の溶出試験の結果、六価クロムの化合物が基準値を上回ったことから、その対策として火葬炉に使用する五徳について六価クロムの発生しない材質のものに変更していく必要が生じ、五徳の単価が増額となることによるものでございます。

また、工事請負費につきましては、周囲の公園の遊歩道に設置してあります木製のさくが朽ちており、順次、整備をしてきているところでございますが、残っている部分も老朽化が著しいことから、安全管理上の必要性も考慮しまして、未整備の75mほどを追加して整備を完了したいものでございます。

続いて3項 病院費、2目の医師確保対策費でございますが、医師確保対策事業として予定しておりました修学資金等の対象者が今年度は見込めないため、病院への繰出金を減額するものでございます。

次に、4款1項1目 消防費でございますが、給与、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきまして、まことに恐縮ではございますが、当初予算編成時の積算ミスによりまして不足が生じてしまいましたので増額をさせていただきたいものでございます。

それから、負担金につきましては、先ほどの地方債の補正で説明させていただきました消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター設備の実施設計費が確定したことによる減額と退職手当負担金の附則による増額をお願いし、消防費全体では265万3,000円の増額をお願いするものでございます。

お戻りいただきまして2-4ページ、歳入でございます。

先に2番目の2款2項1目 手数料でございますが、消防手数料として地下タンク等の危険物施設変更許可手数料等の増加によるものでございます。

次に、7款2項1目 雑入は消防関係の雑入の増額でございますが、内容は、高速道路救急支弁金の増加、県消防防災航空隊派遣職員人件費分の増加、それから県消防学校派遣職員の人件費分の増加によるものでございます。

続いて2-5ページ。

8款1項1目 組合債の減額でございますが、先ほど地方債の補正で説明いたしました消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター設備の実施設計費の確定に伴う減額でございます。

10款1項1目 基金繰入金の減額につきましては、歳出の病院費のところで説明いたしましたように、医師確保の修学資金等の対象者が見込めないため基金からの繰り入れを減額するものでございます。

2-4ページにお戻りをいただきまして、一番上段の1款1項1目 分担金でございますが、ただいま説明申し上げました歳出補正予算額から特定財源としての歳入補正額を控除した910万4,000円につきまして市町村分担金を増額とさせていただくものでございます。



2-7ページ以降は給与費明細書でございます。

それから、2-10ページには、今回の補正に伴う市町村分担金調書を付してございますので、後刻お目通しをお願いいたします。

議案第2号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○病院総務課長（市瀬 憲治君）** それでは、議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書3-1ページをお開きください。

今回の補正は、入院診療単価の増額による医業収益の増額と退職者の増及び退職給与引当の増額による補正であります。

第2条 収益的収入及び支出につきましては、予算実施計画書で御説明いたします。

3-2ページをお開きください。

収入では、今年度の入院単科実績により入院診療単価を増額し、入院収益を6,000万円増額、支出では、定年退職者以外の退職者の増加と平成26年から適用となる地方公営企業会計制度の見直しにより義務化される退職給与引当金への対応のため給与費を6,000万円増額したいとするものです。

お戻りいただき3-1ページをお開きください。

第2条 収益的収入及び支出では、医業収益で6,000万円増額し病院事業収益を54億8,074万7,000円とし、医業費用で6,000万円増額し病院事業費用を54億651万6,000円としたいとするものです。

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は給与費の増額に伴い6,000万円増額し30億7,366万6,000円としたいとするものです。

3-3ページ以降の資金計画予定貸借対照表につきましては、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長（松田 英俊君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算

議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（下島 清志君）** それでは、議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書をごらんください。

予算書1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億609万3,000円と定めるものでございます。

前年度対比では6,522万8,000円、率にして3.4%の増となります。

予算の款、項の区分及び区分ごとの金額は、2・3ページ、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算

に掲げてございます。

第2条 地方債につきましては、4ページの第2表に掲げてございます。

第3条 一時借入金の借入最高額を2億円と定めるものでございます。

4ページをごらんください。

第2表 地方債でございますが、消防事業におきまして、本年度は大規模災害対策強化事業として長野県市町村振興協会の補助金を活用し広域災害応援体制の充実を図るために必要な運搬車両や資機材の整備を行うもので、補助限度額700万円、補助率3分の2以内となっており、補助残に対して起債を予定するものでございます。

もう1つの広報用車両整備事業は、消防用車両等の更新計画に基づきまして北署、南署の広報車を更新するため起債を予定するものでございます。

起債の充当率は、いずれも90%となっております。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は構成市町村からの分担金でございます。新年度予算額は19億3,402万円で、前年度対比5.5%、1億32万9,000円の増となります。これは、主に衛生センター費、病院費及び公債費の増などによるものでございます。

8ページの2款 使用料及び手数料ですが、1項の使用料は2,992万4,000円で、1節 火葬場使用料は前年度と同額を見込みましたが、2節 衛生センター使用料は搬入量の減少により前年より約11.2%減を見込みました。

2項の手数料は前年度と同額を計上いたしました。消防における危険物施設の審査手数料などがございます。

9ページの4款 県支出金は、地方債のところの説明いたしました大規模災害対応強化事業補助金を計上いたしました。

次に10ページ、5款 財産収入ですが、土地貸借の収入は伊南聖苑の周辺公園用地の一部の駒ヶ根市への貸し付け、建物貸付収入は越百園の訪問看護ステーションの上伊那福祉協会への貸付料でございます。

2目 利子及び配当金は病院施設整備基金の利子及び医師確保基金利子を見込みました。

11ページの6款 繰越金は前年度と同額を見込みました。

12ページ、7款 諸収入の2項の雑入のうち20節 その他雑入の衛生センター分は下平工業団地からの企業の排水ポンプ施設使用負担金を見込み、23節 その他雑入の消防分は高速道路の救急業務に対する支弁金を、28節 その他雑入の不燃物分は不燃物処理場における資源物売却代金などがございます。

前年度にありました県航空隊学校の派遣職員の給与費は、新年度は予定がないため見込んでいません。

また、資源物売却単価の減少などによりまして、前年度より39.7%の減としています。

13ページ、8款 組合債は、地方債で説明いたしました大規模災害対応強化事業及び広報車両の整備事業の起債でございます。

14ページ、9款 寄附金は病院事業に対する寄附金を見込みました。

それから、15ページの10款 繰入金は基金繰入金で、医師確保対策基金からの繰入金でございます。

次に歳出について御説明いたします。

16ページをごらんください。

1款 議会費ですが、2年に1回実施をしております議員研修を本年度は実施をする予定でございますので、前年度に比較し旅費並びに使用料及び賃借料が増額となります。

次に17ページ、2款 総務費でございますが、1項1目 一般管理費では委託料、備品購入費などの減少により前年度より8.2%の減でございます。

18ページ、2項の監査委員費でございますが、2年に1回実施しております監査委員の研修が本年度はないため旅費等の減額となります。

20ページをごらんください。

3款 衛生費でございます。

1項 保健衛生費につきましては、前年度対比1.7%の減でございます。

1目の火葬場費ですが、火葬場指定管理が25年度から更新となることに伴い13節の委託料の指定管理料が前年度比で85万8,000円ほど減となったこと、また、19節の起債償還分の負担金が減額となっております。

一方で、聖苑利用者の要望に配慮したトイレの洋式化改修、それから、11節 需用費、修繕料の増、15節 工事請負費に周辺の高木庭木等の環境整備等による費用を新たに見込みました。

火葬場全体では前年度対比で1.4%の減でございます。

2目 老人保健施設費でございますが、前年度対比2.2%の減となります。これは、フラワーハイツ建設償還金等が前年度より減少したことによります。

21ページの2項 清掃費につきましては、前年度対比で11.7%の増でございます。

1目の衛生センター費が前年度対比で21.4%の増でございます。これは、3節の職員手当等に職員の定年による退職手当1名分を計上したこと、それから、施設設備の機能維持のために11節 需用費の修繕料の増加を見込んだことが主な要因となっております。

22ページ、2目 清掃センター費でございますが、13節の委託料として新規に旧清掃センター施設の解体撤去に向けての有害物質等の調査設計業務を見込みました。解体撤去工事は、翌26年度の予定でございます。

3目の不燃物処理場費でございますが、前年度対比2.8%の減でございます。処理業務委託費用の減額などによるもので、不燃物処理量は、全体としましては微減傾向の見込みでございます。

23ページ、項1目 病院費でございますが、前年度対比5.2%の増となります。これは、28節 繰出金ですが、病院事業会計への繰り出しは、本年度は上伊那地域医療再生事業の実施に伴います起債の元利償還金の一部を充てるための繰出金が前年度対比で4,800万5,000円の増となります。

なお、本年度は、20年度から6年間の基準外繰出2億円の最終年度となります。

2目 医師確保対策費は医師確保対策基金からの繰入金を財源としまして、医師確保修学資金等貸与及び後期研修医の研修奨励金に充てるための繰出金でございます。

24ページをごらんください。

4款 消防費でございますが、全体では前年度対比1.1%の減でございます。

2節～4節の消防費の約85%を占めます人件費は、前年度対比で6%の増でございます。この主な要因は、25年度末で3名が定年退職の予定でございますが、新規に採用する消防職員は、消防学校へ6ヶ月、さらに消防学校救急科へ3ヶ月と、合わせて9ヶ月間の研修が必要となります。業務に携わる人員が実質的に不足してしまうことから、26年度の消防救急業務に支障がないよう、25年度に2名を採用し、前年度66名体制を新年度では一時的に68名体制とするためでございます。

25ページ、18節 備品購入費につきましては、主に大規模災害対応強化事業及び広報用車両の整備事業によるものでございます。

なお、前年度では水槽付の消防ポンプ車の高額備品の購入がございましたので、前年度対比では58.3%の減となります。

19節の負担金につきましては、前年度当初と比較して上伊那消防広域化協議会に係る事務費及び人件費の負担金が新たに増加となっております。

なお、25年度では、伊那消防組合との共同整備による消防救急無線デジタル化工事並びに高機能指令センター設備工事と、それから、さらに消防広域化に伴う上伊那広域消防本部庁舎の整備工事等の負担金が必要になってまいりますが、現時点では費用の負担割合等が未確定のため、当初予算には計上できておりませんので、補正予算の計上となる見通しでございます。

27ページをお開きください。

5款 公債費でございますが、元金、利子、合わせて、前年度対比3.5%の増でございます。これは、21年度に北署に配備した高規格救急車の元金償還が始まること、また、24年度に購入した水槽付消防ポンプ車、消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター設備の実施設計費、それから、全国瞬時警報システム、そして病院の自家発電設備等の利子償還が始まることによるものでございます。

28ページ、6款 予備費は前年度と同額の計上でございます。

29ページ以降は給与明細書、36ページは債務負担行為に関する調書と地方債の現在高見込みの調書でございます。

それから、37ページは市町村別の分担金調書がつけてございます。それぞれの費用ごとに規約で定められた分担率によりまして御負担をいただくものでございます。

38ページ、公債費の内訳でございますが、これは、後刻お目通しをお願い申し上げます。

議案第4号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

**○病院総務課長（市瀬 憲治君）** それでは、議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

別冊の平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算書をごらんください。

予算書1ページをお開きください。

第2条 業務の予定量でございます。病床数は、回復期リハビリテーション病棟も含め、運用病床を220床とし、入院患者数を病床利用率89.1%、1日平均196人、年間延べ7万1,540人と見込み、外来患者数につきましては、1日平均435人、延べ10万6,140人を見込みました。

第3条 収益的収入及び支出、4条 資本的収入及び支出につきましては、予算実施計画で御説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

事業収益でございますが、前年度当初予算に比較し4.5%増の56億6,522万3,000円を見込みました。

内訳ですが、医業収益につきましては、1目 入院収益は前年比2.7%増の32億597万7,000円、2目 外来収益は前年比0.4%増の12億1,530万3,000円、3目 その他医業収益は18.5%増の5億611万8,000円を見込み、医業収益全体では49億2,739万8,000円、前年比3.5%増といたしました。

医業外収益は、2目 他会計補助金は繰出基準に基づく一般会計からの補助金1億6,385万1,000円、3目 他会計負担金は企業債利子の繰出基準分及び追加支援2億円を含め4億5,942万3,000円、4目 補助金は国・県からの保育所運営費補助、障害者歯科運営補助、地域医療再生事業補助金等、4,748万6,000円、5目 保育所収入307万4,000円、6目 その他医業外収入は1,630万4,000円を見込み、医業外収益全体では6億9,019万8,000円、前年比13.6%増といたしました。

特別利益は、固定資産売却益として医師住宅用地処分、特例債他会計負担金を見込み4,762万7,000円を見込みました。

4ページをお開きください。

事業費用でございますが、前年度当初予算に比較し5.6%増の56億4,369万9,000円を見込みました。

内訳ですが、医業費用につきましては、1目 給与費は前年比2.4%、7,305万9,000円増の30億8,672万5,000円、2目 材料費は前年比0.2%、263万2,000円減の11億7,417万円、3目 経費は電気料金の上昇による光熱水費の増額、電子カルテ保守など賃借料の増額により前年比13.3%、1億1,136万3,000円増の9億5,167万9,000円、4目 減価償却費は地域医療再生事業による施設、医療機器の整備などにより前年比44.5%、1億729万円増の3億4,837万1,000円、5目 資産減耗費は0.6%減、6目 研究研修費は2.4%増を見込み、医業費用全体では前年比5.5%、2億8,942万5,000円増の55億8,313万3,000円といたしました。

医業外費用は、看護師養成費償却の増、建設改良にかかわる控除対象外消費税の費用化など、前年比14.7%増の6,056万6,000円と見込みました。

以上の結果、当期純利益を2,152万4,000円と見込んでおります。

次に6ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては、1項 企業債は、地域医療再生事業に伴う事業で1億5,140万円、医療機器整備等に8,000万円、合わせて2億3,140万円、2項 負担金は一般会計からの繰出金1億4,388万1,000円、3項 固定資産売却代金では売却する宅地簿価3,882万9,000円、4項 補助金は地域医療再生事業補助金6,570万円を見込み、資本的収入全体では4億7,981万円といたしました。

資本的支出は、1項 建設改良費のうち、1目 建物設備はヘリポート設置、病棟改修等に2億1,200万円、2目 医療機械は、救急医療機器等整備に3,510万円、通常の医療機械等の整備に5,000万円、3目 その他固定資産は備品等1,000万円を予定し、建設改良費全体では3億710万円といたしました。

2項 企業債償還金は病院新築にかかわる償還がすべて終了したことにより前年比3.3%減の4億1,021万4,000円を見込み、3項 投資は看護師奨学金、医師研究資金の3,860万円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 7,610 万 4,000 円は、当年度消費税資本的収支調整、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に 2 ページにお戻りください。

第 5 条 企業債の目的及び限度額は施設整備事業、医療機械等整備事業に 2 億 3,140 万円を予定し、予算計上額と同額を限度額といたしました。

第 6 条 一時借入金の限度額は 15 億円とし、第 7 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費及び交際費であります。

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は 12 億 979 万 5,000 円といたしました。

7 ページは資金計画、8～11 ページが給与費明細書でございます。

12 ページ以降の予定貸借対照表、損益計算書につきましては、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上申し上げ、議案第 5 号 平成 25 年度病院事業会計の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長（松田 英俊君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査及び昼食のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後 1 時といたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

**○議 長（松田 英俊君）** 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

日程第 4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第 1 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第 2 号 平成 24 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 3 議案を一括議題といたします。

御質疑はございませんか。

**○11 番（三浦寿美子君）** それでは質問いたします。

議案第 1 号について質問したいと思います。

この条例の改正に伴っての対象者、退職者の対象者の数、それから、なぜ平成 25 年 3 月 1 日施行としているかについてお聞きをしたいと思います。

**○事務局長（下島 清志君）** ただいまの御質問ですけれども、対象者につきましては、伊南行政組合の職員の中では、病院の職員が対象になります。一応、人数については後ほど病院の総務課長のほうからお願いしたいと思いますけれども、3 月 1 日の施行につきましては、先ほど提案説明のほうで申し上げましたけれども、構成市町村である駒ヶ根市の条例改正に合わせて行うというものでございます。伊南行政組合も市町村の負担金によって事業を行わせていただいておりますし、退職者についても退職手当債を充てていかなければならないというような状況がございますので、年度内の施行とするようにということで、直近の 3 月 1 日とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○病院総務課長（市瀬 憲治君） それでは、退職者の数についてですが、3月31日の退職者であります。定年退職者が4名を含めまして、予定としましては12名の者が退職の予定となっております。

○議長（松田 英俊君） ほかに御質疑ありませんか。

○11番（三浦寿美子君） ただいま病院の職員のみであるというふうにお聞きしましたが、平成24年度の予算には消防職員も載っていたように思いますが、その辺は補正か何かあったのでしょうか。

○事務局長（下島 清志君） 24年度の予算には消防職員の退職者は載っておりません。25年度ではありますけれども、24年度ではございません。

○議長（松田 英俊君） ほかに御質疑ありませんか。

○3番（坂本 裕彦君） 今の答弁との関連ですけれども、駒ヶ根市の状況に合わせて伊南行政も整合性を持たせるっていうか、そういうような答弁だったかと思えますけれども、長野県や大部分の市や町村は、すべて4月1日実施というように、労使協議の中でも、そういうようなことで合意されてやっているっていうことですけれども、伊南の4市町村が同じ方向でっていうことがうんと大事なことなんですけれども、駒ヶ根市に合わせるんじゃなくて長野県全体に合わせるほうが、普通に考えたら、その整合性のほうが大事じゃないか、あるいは、職員組合、労働者の代表と合意という点でも、そのほうが信頼関係になっていくんではないかというふうに思うんですけれども、そこら辺の見解はいかがでしょう。

○事務局長（下島 清志君） 今の御質問ですけれども、駒ヶ根市に合わせるということですが、伊南行政としましても、それから構成市町村の状況からしましても、非常に厳しい財政状況の中でございますので、繰出金をいただいている事業ということで、そういう選択をさせていただいたわけですが、このことに関しましては、労働組合のほうとも理解をいただいて合意をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（松田 英俊君） ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 英俊君） 御質疑なしと認めます。

次に、

議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算

議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○3番（坂本 裕彦君） 議案第4号についてお伺いしたいと思うんですけれども、消防費の関係で、当初予算には広域消防の関係は載せないという——載せないっていうか、載せられないっていうか、そういうようなことと、それから、24年度の補正予算ではデジタル化や指令の問題は削除して25年というようなことが説明があったわけですが、25年度の当初予算に何もそういうような大局的なことや大まかなこともなくて、補正だけの対応では、ちょっと、その25年度予算を審議する場としてはおかしいといえますか、基本的なものくらいは予算の説明をすべきではないかと私は思うんですけれども、全協が、この後と、それから3月5日と18日ですか、予定されているっていうことですが、全協でなければわからないという

ところが私は問題じゃないかというふうに思うんですけど、当初予算のときにある程度のものはしっかり説明があって、それに基づいて全協とか補正予算とか、そういうものになっていくのではないかなと思うんですけど、こういう当初予算に反映できないというものは、どういうことかについて伺いたいと思います。

**○事務局長（下島 清志君）** ただいまの御質問ですけれども、消防の広域化に関する事業費の関係でございますが、先ほども提案説明の中で、25年度予定をされております工事費関係については、まだ、協議会の中で提案されていないという、負担割合等が、まだ、はっきりしていないということで、当初、予算編成の中では、当初予算に、一応、盛ってみたんですけれども、上伊那の全体の話の中で、それぞれ8市町村が当初予算では、まだ明確になっていないので載せないほうがよいということになりますので、ここだけではなくて、上伊那全体で、そういう当初予算には載せないというようなことで進んできておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（松田 英俊君）** ほかに御質疑ありますか。

**○10番（竹沢 秀幸君）** 3号議案の関係で、6,000万円の補正に、その額について異議はございませんが、説明の中で、確か、その退職する方の中で、定年でお辞めになる方と、そうでない方といらっしゃるという説明があったと思うんですけれども、いわゆる定年の方は当然のことですけれども、そうでない方が多数お辞めになるようなふうに先ほどお聞きしたわけです。ということは、その方の後補充の問題ですけれども、それだけ職員不足となるわけですので、それに対する対応っていうものが既に取り組みされているのではないかなと思いますので、そこら辺について心配ですのでお答えをいただきたいと思います。

**○病院総務課長（市瀬 憲治君）** 退職者の補充、新規採用の職員数ということと理解させていただきますが、新規採用のほうですが、現在の予定ですと、退職者に対しまして、理学療法士、作業療法士で5名、薬剤師で1名、看護師で5名、事務で2名の採用を予定しております。

**○議長（松田 英俊君）** ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松田 英俊君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日提案された議案は、別紙議案付託表のとおり各常任委員会へ付託をいたします。

委員会は、本会期中に内容審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

次、日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

4番 加治木今議員の質問を許可いたします。

**○4番（加治木 今君）** 皆様、こんにちは。

本日の議会は、24年度最終議会であり、また、25年度の予算の審査が行われます。この次の議会は、選挙、構成がえなどを含め、また、新たなスタートになることとなります。この機をとらえ、昭和伊南総合病院の課題などを皆様で共有させていただきたいと思います。

平成21年4月に昭和伊南総合病院は地方公営企業法全部適用の病院として新たにスタートしました。改革プランを実行するためにとられたその内容は、経営の責任者を事業管理者とし、議会は、今までのように条例、



予算、決算の認定を行い、職員の身分は地方公務員のままであるが、給与については企業独自のものが考えられるというものです。4月当初は、事業管理者不在のスタートでしたが、組合長、議会の動きにこたえていただき、同年10月には坂井事業管理者をお迎えいたしました。先生は、以前にこの病院の小児科で伊南の住民にかかわっておられたことをとらえ、就任を承知していただいたと、当時、お聞きいたしました。以来3年半、国・県の医療政策とともに、回復期リハビリテーションの新設、電子カルテ導入、医療機器の購入、医師、看護師を初めとする専門職の人事、地域に親しまれる病院になるため始まっていた病院祭への協力など、多方面に御尽力いただいております。また、民間の団体である通称お産の会にも大きなお力をお貸しいただき、小児科の専門医としてお母さま方への講演もしていただきました。大変な業務に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

さて、伊南の住民が必要と訴え、ここまで進んできた病院です。これからも政権によって診療報酬、地域医療への考え方の変化は想像できます。

伊南の各自治体ともに厳しい財政状況を抱えておりますが、地域の病院を守り生かしていくことは、住民の安心の大きなとりでとなっております。

自治体病院としての最終目的は、安心し、納得して受けられる体制を協力してつくり上げていくことだと思います。

現在の医療の状況を踏まえながら、今までの改革プランに沿った運営に対する管理者の思いと、これから何が求められてくるのかをお聞きしたいと思います。

幾つかの項目を挙げさせていただきますが、管理者としての思いもつけ加えていただければと思います。

まず、現在、医療に対して求められていることは何であるのでしょうか。

1つには、診療方針など説明責任に対する体制づくりも必要と言われておりますが、これからの医療の体制に必要なものはどのようなものがあるのでしょうか。

2つ目といたしまして、新しいニーズとそれに対する新しいサービスはどのようなものがあるのでしょうか。

今までにない疾患、今までの従来の疾患、そして患者の高齢化などが変化ととらえています。

また、回復期の取り組み、がんに対する治療、病院連携も、日々変化しています。

このように社会の動きも激しい中、取り組んでいる事業に対し、将来に向けて考えられること、また、新規に考えられる事業は何であるのでしょうか。

総括といたしまして、昭和伊南総合病院として、これからの取り組みと自治体の協力はどのようなことが望まれるでしょうか。

以上、幾つかの項目を挙げさせていただきますが、御答弁をよろしく願いいたします。

**○病院事業管理者（坂井 昭彦君）** 加治木今議員さんの御質問にお答え申し上げますが、幾つか具体的に御指摘いただきましたが、ちょっと順序が異なるかもしれませんが、お許してください。

大変難しい御質問で、果たして私がお答えしてよいか迷うところもありますが、3年有余にわたりまして職員の皆さんの力を借りまして事業管理者として病院経営の一端を担わせていただいた経過の中で感じておりますことを述べさせていただきます。

まず、昭和伊南総合病院事業実施に関して、大変厳しい時期に、地域住民の皆様方、さらに住民の代表とし

て正副組合長、議会議員の皆様方には、御理解、御協力、激励をいただいたことに関しまして、心から感謝とお礼を申し上げる所でありたいと思います。

当院は、一時期、大変厳しい経営状態の中、平成21年4月より地方公営企業全部適用体制を開始し、病院改革プランの各種計画にのっとり事業展開をしてまいりました。幸いに、この間、上伊那地域医療再生計画の後押しもあり、各種の事業が実施できておりますことは、皆様、御存じのとおりであります。

その中で、先ほど申されましたが、この当院の特徴、3年間の中で私が感じてきた特徴を3つほど述べたいと思いますが、当院の課題を3年間という短期に、段階的ではありますが、比較的順調にいろいろ解決できてきた根本にありますのは、当院の職員には、いざというときには伝統的に一致団結して大きな事業を貫徹できる底力があるということでもあります。これは、34年間続いてきた救命救急医療の伝統で、いざ事が起これば、さっと職員が集まり、各専門的・的確な医療に結びついてきた、この伝統であります。それが、今まで懸案であった事業について、この3年間でほぼできてきた1つの力であると思っております。これらの事業は、職員の結集なくては絶対にできませんでした。職員、皆、多忙の中で、いろいろな場面で協力をし合い、難局を乗り切って、各種ハード事業、電子カルテ、回復期リハ病棟の開設、病棟の改修など、大型機械の更新など、それぞれができてきたことを感謝申し上げます。これからも、ぜひ、当院の伝統として、いろいろの議論を踏まえての中ではありますが、方向性が決まったら、それに一致団結して解決していく力を継続していかなければならないというように思っております。

2番目としまして、当院の実績をさらに発信して評価を受けること、これは大事なことでありまして、現在も、当院の医療水準は決して他に劣っているとは思いませんし、これらの成果は、国内学会のみならず、欧米学会に発表しているドクターもあります。このように、情報化時代には「井の中の蛙」であってはならない、常に私たちが行った実績を、評価をきちんと受けて、それが医療水準にのっとり認められるものなら、さらに発信していくことが、患者さんにとっても当院の発展にとっても大事なことであろうと思います。自分たちが行う医療に対するきちんとした説明と同意の中で、納得のゆく医療を行うこと、これがさらに大切ではないでしょうか。そういったことの積み重ねが、若い研修医や若い医師たちが集まる呼び水になると私は確信しております。

3番目としまして、地域が必要とし、地域が守り育ててくれている病院の役割を、きちんと果たしていくこと、これが必要であると考えられます。昨年来、当院の経営会議や診療会議で当院の役割として基本の4つの柱について提案してまいりました。第1として、当院は、今後も伝統ある救急医療も含め、急性期医療を充実すること、2番目としまして、当院の特徴でもあるセンター機能、現在は健診センター、透析センター、消化器病センター、救急センターがありますが、それを、それぞれの部署で工夫し、さらに充実すること、これらのセンター機能というのは、各課の診療の中でも非常にお互いの連携の中で大切な機能を持っているわけですが、それをさらに工夫をしていかないといけないと思います。

3番目は、回復期リハビリ病棟を中心に地域リハビリテーションを充実し、上伊那地域医療再生計画にもあります地域先進リハビリセンターに発展させ、今後、進む高齢化時代にできるだけ地域住民が自立して生活できるような医療支援を関係地域の関係機関と連携して運営していくことが必要だと思います。

4番目に、地域活性化にもつながっている病院として、子育て支援、寝たきり予防支援、各種疾病予防、早

期発見、早期治療の活動支援を役割として行う、このように4本の柱を基本に、今後の展開も考えていくこともあるのではないのでしょうか。

先ほど申されましたが、国の政策の方向性は、国は、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降を見据えて、年々高額となる医療費を含めた社会保障費対策として、社会保障・税一体改革大綱の中で医療供給体制の取り組みの枠組みとして、医療介護機能の再編、特に今後は在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築をもくろんでおります。厚労省のこのもくろみが、必ずしも当伊南地区に当てはまるかどうかはわかりかねますが、厚労省の基本の考えは政権が変わっても継続されていくと思います。これらは診療報酬制度改定をてこに政策誘導してまいりますので、私たちはアンテナを高くして、病院事業展開もしていかなければならないと思います。

その点、当院は、現在においても各センター機能を持っていること、それから回復期リハ病棟の改修をしていること、地域リハへの考え方など、先行して事業展開をしていると思います。

また、駒ヶ根市を中心に、認知症に対する取り組みも、行政と地域医師会を中心に一步先を行っていると思っております。

これらをきちんととらえて事業化できたことは、事務方を初め裏方を支えてくれた職員の日々を分たぬ尽力のおかげと感謝をしております。

まとめになります。今後、昭和伊南病院がさらに地域が必要として存在できるためには、医師初め職員の確保が大事です。そのためには、職員が働いてよかったと誇りに思う病院でなければなりません。職員がここへ来て働きたいというような病院づくりをしていかないといけないというふうに思っております。それと、そのために、地域の皆さんに支えられ、お互いがコミュニケーションを十分とって、気持ちよく利用できる、また、お世話できる病院づくりを目指すことがさらに求められるのではないかと存じます。

「医は心だよ。」と私の恩師は申しました。まさに、そのとおりではないかなというふうに思います。私は、赴任時、職員の皆様をお願いしたことは、「みんな、元気を出して仕事をしよう。「地域に信頼される医療を適切に誠意を持って親切に」をモットーにより医療を地域で行おう。」とお願いしてまいりました。幸い、3年余りになりますが、いろいろな面でよい方向に流れが推移して、現在は経営状態も安定してまいりましたが、今後も常に緊張感を持って、さらにみんなで工夫しながら病院経営を行っていかねばならないというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

**○4 番(加治木 今君)** ただいまは事業管理者として3年半お努めいただきました経験から非常に的確な病院の姿を私たちにお伝えいただいたと思います。

そんな中で、非常に特徴的である回復期リハビリテーションにつきましては、地域先進リハビリ、地域へのリハビリを広めていかなければならないというお考えをお聞きいたしまして、これは、各自治体ともに、駒ヶ根市でもモデル事業をやっておりますけれども、これは大変な大きな取り組みであるとともに、また、住民と一体となってやっていかなければ進まない取り組みであるということをも実感させていただいております。これが、ますます進むことによって、生きやすい温かな伊南自治になっていくと思います。

それでは、最後でございますけれども、最後に先生が「医は心だよ。」ということで、必要な医療を適切に親

切にということで、1つのお話をここでさせていただいて終わりにしたいと思います。

昭和伊南病院に、容態が急変して、朝、入院して、夜、亡くなった患者さんがお1人おられました。その娘さんから「感謝の言葉を、ぜひ伝えてほしい。」ということをおっしゃったので、この場を少しお借りしたいと思いますが、まさに先生のお言葉のとおりだと思いますが、その患者さんは、大変な苦しい思いをして亡くなられたそうです。ですから、お顔も、そのときに苦しいお顔のまま亡くなられたそうですが、看護師さんが、その場で、すぐ、オイルで顔をマッサージをしてくださったそうです。そして、もとの優しいお父さんの顔に戻して、そして退院をしたということです。御近所の方が、皆さんがお見舞いに来てくださったときに「優しい顔だね。」「いい顔だね。」ということをおっしゃって、本当に、そのときの病院の対応に感謝をしているということをおっしゃって、そんなスタッフの方のお心も、この3年半の間に、皆さんの団結力の中で生まれたものではないかなあと、私は、その話を、先日、お聞きして思いました。

これからも、医療は本当に安心のとりででございますので、私たちも一緒になって、きちんと昭和病院を守っていきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

**○議 長（松田 英俊君）** これにて4番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

次に、17番 清水正康議員の質問を許可いたします。

**○17 番（清水 正康君）** それでは質問のほうをさせていただきたいと思います。

私は、今回、病児・病後児保育についてということで質問です。

先に立ちまして、ちょっと修正をお願いしたいんですが、通告の文書のほうで「病児」の部分が「時間」の「時」になっている箇所がありますので、「児童」の「児」に変更していただきたいと思います。お願いいたします。

それでは質問です。

今現在の伊南行政組合の事務事業ではございませんが、以前、質問をさせていただいたとおり、新しく伊南の地域で検討すべき項目ではないかと考えまして、今回、質問となりました。

病児・病後児保育について。

病児保育とは、保育所などに通っている子どもや小学校の低学年の子どもが病気になったときに、親が仕事を休めない際に、親にかわって病気の子どもの世話をするという事業であり、そういった子どもの保育を行う施設といった意味もあります。

病後児保育とは、やはり保育所などに通っている子どもや小学校低学年の子どもを対象に、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが難しい回復期の子どもを親にかわって世話をするといった事業であります。これは、厚生労働省の乳幼児健康支援一時預かり事業として補助金がつき行われてきた事業であります。施設には、医療機関併設型、保育園併設型、単独型といった3つのタイプがあり、小児科などの病院に併設された医療機関併設型が多いといったような話を聞いております。これは、医師がそばにいるということで、安心感があるといった効果があるのではないのでしょうか。

宮田村では、子育て支援センターの新設を検討する中で、住民より病児・病後児保育の実施についての要望がありました。単独で実施するといった結論には至らず、医療機関など、他団体や他事業とともに実施するこ

とが可能かどうか、今度、検討するといった状況になっております。

近隣を見ますと、駒ヶ根市では病後児保育をキッズケアサポート事業ということで実施しているようです。

飯島町や中川村では、次世代育成支援行動計画の策定の中で病児・病後児保育のそれぞれの要望をつかんではいりますが、やはり、宮田村と同様に、実施する段階にはありません。

なぜ、病児保育は4市町村ということになりますし、病後児保育は3町村でできていないのか。理由は、さまざま、幾つかあるかと思うんですけれども、やはり単独で行う場合の実際にニーズと、また、人的配置や施設の建設といった費用のバランスといったことが原因ではないかと考えます。

そこで、質問、具体的な質問ですが、病児・病後児保育について、伊南行政組合の事務事業の1つとして、今後、考えていくことはできないか質問をいたします。

**○組合長(杉本 幸治君)** それでは清水議員の御質問でございます。

病児・病後児保育について伊南行政組合の事務としてできないかと、そういった御質問でございます。

この病児・病後児保育の関係でありますけれども、けが、病気で回復期等におけます幼児、児童の保護者が、勤務の都合、または疾病、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由によって家庭での保育が困難な場合に一時的に子どもを預かり保育するという事業でございまして、少子高齢化や男女共同参画が進む現代社会において、全国的なニーズの高まりから国のエンゼルプランの中に位置づけられまして、国の事業として制度化をされ、地域の小児科医院や乳児院などを中心に平成7年から国の補助事業が始められた経過がございます。

その後ですけれども、平成11年のプランの見直しの中で実施施設を保育園にも拡大をする、さらに、平成16年以降の子育て応援プランの中では、子育て支援特定事業の1つとして補助をされるソフト事業というように実施施設の対象の拡大や補助事業の内容も変化をしてくれているところでございます。

これらを受ける中で、それぞれの地方自治体におきましても子育て支援策の1つとして実施や検討がされておりまして、伊南の各市町村においても、それぞれ次世代育成支援行動計画の中に位置づけられまして、事業実施の研究、検討をすることとしているわけでございます。議員からもお話がございました。駒ヶ根市におきましては、病後児保育事業として、今、キッズケアサポート事業として実施をしているところでございます。

そうした中で、伊南行政組合、多分、昭和伊南総合病院がその対象になるのかなと、そんなことを思うわけでございます。そこで実施ができないかとの質問でございます。

現在、昭和伊南総合病院の現状でございますけれども、主に看護職員の確保充実を図るために、病院敷地内の看護師宿舎1階の一部を改修をいたしまして、認可外保育施設を63.86㎡の院内保育所を設置して行っております。

平成24年度でございますけれども、現在、1歳未満～4歳未満の幼児12名の登録がございまして、大体1日平均7名程度の幼児を保育士4名で平日及び第2土曜日の7時15分から18時45分の間、保育をしているところでございます。

なお、登録時の病気、病後の対応は、基本的に親が休暇を取得することとしまして、家庭で対応している現状でございます。

この病院がですね、病児・病後児保育事業を実施する場合がございますけれども、とりわけ病児につきましては、感染予防対策上、隔離室などを設けた施設、設備の新たな整備、保育士及び看護師の人員確保が必要で

あるわけでございます。

御承知のとおり、今、看護師確保につきましては大変厳しい現実がございます。昭和伊南総合病院も7対1の基準看護を維持で取り組んでいるわけでございますけれども、その維持に大変苦慮をしている状況でございます。病院においての事業実施は、今の現段階では困難かなと、そんなふうを考えているところでございます。

伊南地域におけます事業へのニーズにつきましては、市町村の行っている保育サービス等に関するアンケート調査の中でも病児・病後児保育サービスの必要性は多くの人を感じていると思われるわけでございますけれども、当駒ヶ根市で行っております事業の利用実績を見てみますと、利用条件等の問題もあるかもしれませんが、実際に利用した件数は少ないのが現状でございます。

地域社会の状況や子育て環境などを考えれば、今後もニーズは高まっていくものと思われるわけでございますけれども、実際に利用しやすく継続できる事業ということを考えますと、まず、できるだけ近い場所にある、やはり通所をしやすいといったこと、また、他の子育て事業との連携による施設やスタッフの柔軟な対応、そんなことも必要かなと、やりくりも含めてですけれども、そんなことの問題、それから、病気や病後のときに限らず、子育てにかかわる総合的な支援の必要性など、今、実際、それぞれの市町村で実施しております子育て支援事業等との連携を図れる取り組みが望ましいのかなと、そんなふうにご考えるところでございます。

それから、この昭和伊南総合病院、あるいは伊南行政組合の事業として考えた場合でございますけれども、先ほども、若干、申し上げました。常に利用がなくても施設、設備やスタッフの確保に伴う経費をどうするかという問題、それから、伊南の範囲ですと施設から遠い家庭では利用がしがたいのではないかとといったこと、また、子育てに関する市町村の施策等との連携が図りにくいなどの問題点が現状では考えられるわけでございます。

今後、各市町村の子育て支援の施策としての考え方や方針等も踏まえた上で、有効で持続可能な事業としていくためには、慎重な検討が必要かなと、そのように今では考えているところでございます。

**○17 番（清水 正康君）** 今、御答弁いただきました。

現状としまして説明があったかと思えます。その具体的に現状というところで言いますと、やはり現場の声というのを、ぜひ確認していただきたいと思えます。駒ヶ根市では、病後児のサポートをしておりますので、私のいる宮田村から見ますとうらやましいという部分もあるんですが、やはり、それぞれ、この伊南の構成自治体においては、先ほども申しましたとおり、ニーズ、要望というのはつかんでいるんですけれども、なかなか踏み切れないといった状況があります。ぜひ、先ほど組合長、最後のほうに言うておりましたが、各市町村の考え方を一度確認していただければいいのかなと、そのように思います。

1つ、これは例になるか、ちょっと違うのかもしれませんが、飯田市、下伊那の地域では、飯田市に開設しました病児保育の施設を、定住自立権形成協定ということで、13町村、下伊那の13町村の子どもたちも受け入れてもらっているといったようなお話があります。その際、下伊那の郡の町村会長を務めておられる下条村の伊藤村長は、国の財政難等も踏まえまして、各自治体の無駄を省き、筋肉質になることが大事といったような発言をされております。

やはり、組合長が申しておりましたとおり、それぞれの自治体でさまざまなサービスができるというのが一

番なんだろうが、やはり、そこは現実と向き合って考えなければいけない、それが行政サービスかなというように考えております。

今回、施設のこと、また、今の昭和伊南総合病院の現状ということで、お話の中で、今のままでは難しいといった答弁だったかと思いますが、ぜひ、それぞれの現場のニーズというのを調査していただきまして、今後につなげていただきたいと思いますが、そういった調査というのは、組合長、どのようにお考えでしょうか。

**○組合長（杉本 幸治君）** 伊南地域の行政のですね、連絡会議等もあるっていうふう聞いておりますので、ぜひ、そういう中で議論を煮詰めていただきたいかなと、そんなふうに思っております。

私もいろいろな皆さんから、そういうことをお聞きしております。

今、昭和伊南総合病院でも、病児ですね、病児っていうことに関しては、当然、医療として対応していただいているわけでありますので、そのこと、それと、やはり、現実的にお子さんたちの病気、非常に感染力が強いものもありますので、やはり、そういうことも十分に考えて進めないといけないのかなと、そんなように思っていますので、ぜひ、伊南の地域含めた保健医療の連絡担当者等の中ではですね、そういう点についての研究は、ぜひ進めていただければ、その中で今後の対応っていうことも、その中から考えられるのかなと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**○17番（清水 正康君）** 今、組合長のほうから、そのようなお言葉をいただきました。この場では、私も含めまして、伊南のそれぞれの自治体の首長さん、また、議長、議員の皆さんがお越しいただいております。それぞれで実際、行動育成支援計画というのを、それぞれの自治体で作成しておりますが、そこを見ますと、現在の計画、26年までという中でありますが、こういったことが検討項目として挙がっております。しかし、実際、行われていないという現状があります。ぜひ、一度、各自治体のほうで、もう1回、見直していただきまして、伊南という枠組みがいいのか、また、それぞれの自治体での枠組みがいいのかというものは、それぞれなんだろうけれども、検討していただきまして、要望、ニーズを調査していただきたいと思います。

以上で終わりにしたいと思います。

**○議長（松田 英俊君）** これにて17番 清水正康議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午後1時46分 休憩

午後3時45分 再開

**○議長（松田 英俊君）** 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

日程第6

議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会に付託してあります。

消防衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

**○消防衛生委員長（松村 隆一君）** 本日の会議において本委員会に付託されました議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、この改正により影響する金額等について質問があり、「一般会計分として、平成24年度は該当なしであ

り、平成25年度に260万円くらいの減となり、平成26年度は予定がない。」との答弁があり、採決の結果、全員賛成により原案を可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。

〔議長、動議〕と呼ぶ者あり

**○3 番（坂本 裕彦君）** ただいまの委員長報告に対して修正動議を提出したいと思いますので、よろしくお諮りいただきたいと思います。

〔修正動議提出〕

**○議 長（松田 英俊君）** ただいま坂本議員より修正動議が提出されましたので、その写しを配付させていただきます。

配付、お願いします。

〔修正動議配付〕

**○議 長（松田 英俊君）** 本案に対しましては、坂本裕彦議員ほか1人からお手元に配りました修正の動議が提出されました。

この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたしました。

ただいま坂本議員から出されました議案第1号に対する動議について、これを議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○議 長（松田 英俊君）** 賛成者がいますので、議案第1号に対する動議について、伊南行政組合議会会議規則第16条の規定により、これを議題とすることに決定いたしました。

したがって、これを本案とあわせて議題として提出者の説明を求めます。

**○3 番（坂本 裕彦君）** 議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例に対する修正案についての提案理由の説明をいたします。

一部修正の部分は、配付された文書にありますように、附則の項の平成25年3月1日の部分を4月1日に改めるものであります。

この条例改正の内容については、この法の導入の仕方、施行の期間の問題、多くあります。

公務員は、ことし1月から退職金の大幅削減が開始され、駆け込み退職による混乱が起こっています。政府のやり方が乱暴で、地方交付税削減と圧力をかけ、強制的に推し進めています。

地方6団体は共同声明を発表し、「極めて遺憾であると言わざるを得ない。そもそも地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治体の根幹にかかわる問題である。国と地方の信頼関係を重視し、今回のようなことを行わないよう強く求める。」としています。

給与の決め方は、人事院勧告、労使の合意で、自治体の条例で自主的に決められるものであります。

伊南行政組合職員との信頼関係の維持のためにも丁寧な対応が求められています。

長野県やほとんどの市町村で4月1日から施行となっています。

頑張っている職員に対する伊南行政組合の責務ではないでしょうか。

先ほどの一般質問の中の論議にもありました。働いてよかった、誇りに思う病院になる、職員のそういう心



意気の気持ちが共有できることが、そういう関係が大事であります。

また、病院職員は、24年度まで給与4%カットして病院再建に協力してきたところであります。そして、今度、退職金がカット、これで職員の皆さんの意気が報われるのかどうかと思わざるを得ません。

住民と行政と職員の信頼関係こそ大事にすべきであり、施行の期日について、今年度にやることには無理があり、実施させることは今後に禍根を残すと思わざるを得ません。

以上、議員各位の修正への賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**○議 長（松田 英俊君）** ただいまの上程議案及び委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

**○2 番（中坪 宏明君）** 私はですね、修正案に反対の立場でもって討論をいたしたいと思います。

公務員の退職給与のあり方につきましては、平成25年1月1日にですね、旧水準の見直し等のための国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が公布されたわけであります。なぜ、このようになったかはですね、言うまでもありません。人事院調査によりまして、官民格差の解消を図るということです。民間と公務員の格差が非常に大きいということでもあります。

そこで、伊南行政組合では、今までにも給与、退職金の指針を、1つとして、指定管理市でありますこの駒ヶ根市の制度改正に準じて行ってきたということでもあります。そしてまた、2つ目といたしまして、伊南行政組合の昭和伊南総合病院、ここにおかれましてはですね、経営改革プランにのっとりまして、毎年、2億円の補助を、伊南4市町村がですね、これは住民の税金であります、これは出していて、きちんと病院の皆様方の努力によって黒字になっておられる。ここにあります。そしてまた、3つ目といたしまして、組合員、理事者と職員との協議によりまして、もう既に同意を得られたと、こういうことをですね、考えますと、今、提案されておりました。この迅速に、そしてまた対応するということは、私は大変よいことであると思うわけでありまして、よって、この修正案に対しまして、私は反対をいたします。

**○議 長（松田 英俊君）** ほかに討論ありませんか。

**○11 番（三浦寿美子君）** 私は賛成討論といたします。

坂本議員が先ほど提出いたしました修正案に、私、賛成をいたします。

公務員の退職金の減額による早期に退職が話題になっております。当事者にとっては、退職後の生活設計が脅かされるという、そうした重大な事態であり、そういう中での大変熟慮をした上での決断だというふうに私は受けとめております。

今回の上程をされました議案では、施行日が3月1日であります。本日から数日後が施行日ということであり、早期退職の選択肢さえ全くないという強引な手法と私は言わざるを得ないというふうに受けとめております。

先ほど坂本議員がるる申しましたけれども、私は、坂本議員の提案する修正案に賛同し、平成25年4月1日を施行日とすることが望ましいというふうに考え、賛成をいたします。

**○議長（松田 英俊君）** ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松田 英俊君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第1号 伊南行政組合職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

まず、本案に対する坂本裕彦議員ほか1人から提出された修正案について起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松田 英俊君）** 過半数に達しません。したがって、修正案は否決されました。

次に原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松田 英俊君）** 起立多数です。したがって、原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会並びに保健福祉委員会に付託してあります。

それぞれの委員長より審査結果の報告を求めます。

**○消防衛生委員長（松村 隆一君）** 本日の会議において本委員会に付託されました議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、特に質疑、討論もなく、全員賛成により原案を可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。

**○保健福祉委員長（坂井昌平君）** 保健福祉委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程の中で、退職給与引当金についての質疑がありまして、答弁といたしまして「今回、補正で3,000万円の計上をしたけれども、地方公営企業法に基づき平成26年から15年間かけて17億円を積み立てなければならない。また、赤字でも計上しなければならない。」との答弁がございました。

以上です。

**○議長（松田 英俊君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成24年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）について。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成24年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算

議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算

について、

以上2議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会並びに保健福祉委員会に付託してあります。

それぞれの委員長より審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（松村 隆一君） 本日の会議において本委員会に付託されました議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、一時借入金の状況について質問がありましたが、現在は活用していない旨の答弁がありました。

また、火葬場の利用状況の設問に対し、「年間800体ほどの利用があり、部外からの利用が120～130体。」とのことでありました。

採決の結果、全員賛成により原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○保健福祉委員長（坂井 昌平君） 保健福祉委員会審査結果報告。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程の中で、まず、ヘリポートの建設予定について質疑がありました。答弁といたしまして「場所、委託先、維持管理等、もろもろ制限がある中で、これから検討する。」との答弁ございました。

次に、看護師確保対策と、それから奨学金の状況についての質疑に対しまして、「現在、11名に奨学金を貸与しており、平成25年度は7名増加予定である。」と、「今後は、毎年、5名～7名に対して奨学金を貸与していきたい。」という答弁がございました。

それから、もう1点、「病院に対する追加繰入が平成25年で終了するが、その後の見通しについてどうか。」という質疑に対しまして「ハード面は整った。今後はソフト面を充実させたい。特に急性期、それから回復リハ、救急、それから健診・透析センターを充実することによって、一層、病院の経営を充実させていきたい。」という答弁がありましたのでお伝えをしておきます。

以上です。

**○議 長（松田 英俊君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成25年度伊南行政組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成25年度伊南行政組合病院事業会計予算について。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松田 英俊君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成25年度伊南行政組合病

院事業会計予算については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本幸治君）** 平成25年第1回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました議案のすべてについて、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げるしだいでございます。

今議会を通じまして賜りました御意見などにつきましては、その意を十分に尊重をしながら組合運営に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

上伊那消防広域化の協議につきましては、拠点となる本部の位置や費用負担の問題については、全国的にも広域化協議の判断の分かれているところでもあり、大きな山場でもあります。今後、協議会への提案を受けて、伊南行政組合議会を初め各市町村議会への説明を行い、御理解をいただいた上で協議、決定をしていくように進めてまいりたいと、そのように考えております。

病院経営におきましては、冒頭のあいさつでも申し上げましたように、経営改革プランにおける5年目の目標年度となります。管理者の指揮のもと、院長を初め病院スタッフ全員が一丸となって経営改革改善に取り組んでいただき、これまでの経費削減効果とともに、入院患者数の増加、さらには診療報酬の改訂も重なる中で黒字に好転をしてきており、ありがたく思っているところでございます。

現状では、まだ、医師がなかなか増えない状況や看護師などスタッフの確保も十分にできない状況にありますので、地域の皆様に信頼をされる病院を目指し、経営健全化への新たな目標を定めて、さらなる努力をしてまいります。

さて、飯島町町議会議員の任期が3月31日をもって満了となるため、3月24日に選挙が行われると伺っております。

立候補を決意をされている議員の皆様には、引き続き議場でお行き会えますよう心から御当選を御祈念申し上げます。

また、今期で勇退をされる議員の皆様には、今日まで伊南行政組合議会議員として伊南地域進展のために御尽力を賜りましたことに対しまして心より敬意と感謝を申し上げます。

議会議員を退任をされましても、伊南地域進展のため、さらなる御指導を賜りますとともに、健康で御活躍されますことを御期待を申し上げます。

また、駒ヶ根市議会におかれましては、5月に議会構成の変更が予定をされております。伊南行政組合議会議員を退任をされる議員におかれましては、今日まで伊南行政組合議会議員として御尽力を賜りましたことに対し深甚なる敬意と感謝を申し上げます。伊南議会議員を退任をされましても、伊南地域進展のために、さらなる御指導、御協力をお願いを申し上げます。

終わりに、各市町村とも3月定例議会も間近に迫っております。議員各位におかれましては、御自愛いただき、御健勝で御活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変御苦勞さまでした。

○議 長(松田 英俊君) これをもって平成25年第1回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。  
御苦労さまでございました。

○次 長(大久保富平君) 御起立をお願いします。(一同起立) 礼。(一同礼)  
御苦労さまでした。

午後4時12分 閉会

---

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成25年2月25日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員